

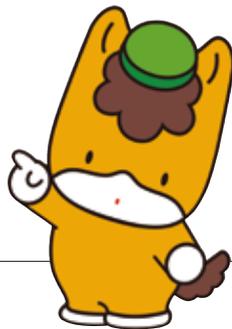
ぐん ま けん  
群 馬 県

しょう がい しゃ 1 1 0 ばん  
障 害 者 1 1 0 番

しょうがいしゃ かんけい  
障害者に関係することであれば、  
なん  
何でもかまいません。

なや きがる そうだん  
ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

せん よう でん わ  
専用電話  
027-251-1100



ぐん ま けんしょうがいしゃ しゃかいさんかすいしん  
群馬県障害者社会参加推進センター

〒371-0843

まえばし しんまえばしまち ぐんまけんしゃかいふくし そうごう かい  
前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター1階

こうえきしゃだんほうじんぐんまけんしんたいしょうがいしゃふくしだんたいれんこうかい  
公益社団法人群馬県身体障害者福祉団体連合会内

## Q 障害者 110 番って どんなところ？

A 専任の相談員が主に電話により相談に応じます。  
来所による相談や弁護士による法律相談も行います。  
いずれの相談も無料で、相談者に関する情報など  
すべて秘密は守られます。

## Q だれが相談できるのですか？

A 障害（どんな障害でもかまいません。）のある方、  
家族又は関係者であれば、誰でも相談できます。

## Q 耳が聞こえないのですが、 相談できますか？

A 専用相談室で来所相談をお受けしますので、事前にFAXで  
「①氏名（匿名も可）、②障害名、③希望日時、  
④主な相談内容及び⑤FAX 番号」をご連絡ください。

もし、FAX をお持ちでない方は、普段から相談している方  
などにお願ひし、電話で来所相談の予約を入れてください。  
弁護士相談で来所する場合には、手話通訳者を依頼してく  
ださい。

**Q** **どんなことについて**  
相談できるのですか？

**A** **どんなことでも結構です。早めにご相談ください。**  
相談内容によっては、相談者の同意を得たうえで、  
他機関へ紹介を行うこともあります。

せい かつ  
**生活**

そう ぞく  
**相続**

じん けん  
**人権**

さい さん  
**財産**

ねん きん  
**年金**

ぼう りょく  
**暴力**

きん むじょうけん  
**勤務条件**

にんげんかんけい  
**人間関係**

しゃっ きん  
**借金**

けい やく  
**契約**



でん わ らい しょ そ う だん  
**電話・来所相談**

相談日：毎週月曜日～金曜日（休日及び年末年始を除く。）

時間：9時～15時（12時～13時を除く。）

電話：027-251-1100（専用電話）

F A X：027-255-6275

メール：gunmakenshinren4@xp.wind.jp

（来所相談をご希望の方は、事前にご連絡ください。）



べん ごと し む りょう ほう りつ そ う だん  
**弁護士無料法律相談**

相談日：原則毎月第1・第3火曜日

時間：14時～16時

（弁護士無料法律相談をご希望の方は、事前にご連絡ください。）



交通

- JR 利用の場合：新前橋駅から徒歩5分
- 前橋駅、高崎駅方面からバス利用の場合：群馬中央バス、上信電鉄バス 滝川橋停留所下車徒歩1分

